

〇よくあるご質問（申請時）

Q 登録販売者試験に合格しましたが、現在店舗に従事していません。販売従事登録はできますか？

A 店舗（薬局、店舗販売業、配置販売業）に従事していない場合、登録できません。

Q 合格通知書は販売従事登録しないと失効してしまいますか？

A 合格通知書に有効期限はありません。販売従事登録する際に必要になりますので、大切に保管してください。

Q 登録販売者試験合格後に、氏名と本籍地都道府県が変更になりました。申請時に必要な書類はありますか？

A 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書をご提出ください（住民票の写し及び住民票記載事項証明書では登録できません。）。

Q 販売従事登録の申請に、診断書は必要ですか？

A 原則、診断書は不要です。

販売従事登録申請書に記載の欠格条項(6)欄に該当するおそれのある方のみ、診断書を添付してください。

Q 東京都で登録した場合、販売従事登録証は東京都でしか使えないのでしょうか？

A 販売従事登録証は全国で有効です。

Q 東京都で販売従事登録しましたが、他道府県に勤務することになりました。販売従事登録をし直すのでしょうか？

A 販売従事登録は一度しかできません。東京都で登録した販売従事登録証を使用することになります。

Q これまでの業務内容・勤務時間数で、研修中の名札を付けずに一人で医薬品を販売できるか確認したいのですが。

A 店舗管理者要件（実務経験・業務経験の従事証明、勤務時間数等）に関する具体的な相談については、営業所の所在地を所管する保健所にお問い合わせください。